

○ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】（15ページの(14)参照）

☞ 受贈法人等の所在地・名称・所轄
税務署名等を記載してください。

様式ID NTA1VNZ150010010



公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出書

令和 8 年 ○ 月 ○ 日 提出 国税庁長官						提出先	F01	□□□□	税務署長
届出者(共同受託の場合は、主宰受託者)									
郵便番号	F05	***-***	住所又は所在地	F06	東京都○○区××2丁目□				
氏名又は名称(カナ)	F03	カッコーホウジン	代表者氏名(カナ)	H06	***	***	電話番号	F07	03 - 1111 - XXXX
氏名又は名称	F04	学校法人	代表者氏名	H07	○	○	連絡先氏名	○ ○ □ □	
公益信託の名称							業種又は職業		

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなりましたので、その旨の届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・(平)・令 ○ 年 ○ 月 ○ 日	承認年月日	昭・(平)・令 ● 年 ● 月 ● 日
公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者	住所	【住所の区分： <input checked="" type="checkbox"/> 寄附時の住所 <input type="checkbox"/> 現在の住所】	
	〒	***-***	
	東京都○○区××3丁目4	(電話番号 03 - 0000 - XXXX)	
	フリガナ	***	***
氏名	● ● ● ●		

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	

☞ 公益目的事業に直接供しなくなった寄附財産等の明細等を記載してください。

その他参考事項

税理士署名	R01	電話番号(税理士)	R02	—
-------	-----	-----------	-----	---

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年 月 日	備考
--------	-----------	-----	-----------	----

イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、寄附財産等（特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合に、その旨を国税庁長官に届け出るときに使用します。

なお、この届出書が提出された場合には、原則として、措法第40条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することになり、非課税承認が取り消されることとなります。

ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地（受贈法人等が個人である場合は、その受贈法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、届出者が公益信託の受託者である場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。
- ※ 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なる場合は、欄外に住所を記載してください。
- (ロ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」には、寄附財産を寄附した人の寄附時又は現在の住所等を記載してください。
- (ハ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」には、公益目的事業の用に直接供しなくなった寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、具体的に記載してください。
- (ニ) 「その他参考事項」には、公益目的事業の用に直接供しなくなったことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- (ホ) この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

ハ 届出時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

ニ 添付書類

書 類	チェック
公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類その他参考となる資料（※）	<input type="checkbox"/>

※ 例えば、財産等を譲渡した場合には、次のような書類がこれに該当します。

- ・財産等を譲渡することを決定した旨の記載のある公益法人等の理事会等の議事録（公益信託の信託財産とするための寄附に係る財産等の譲渡である場合は、信託行為においてその信託財産の譲渡について権限を有する者のその寄附財産の譲渡の決定（その譲渡の決定につき公益信託の合議制の機関、信託管理人その他の者の同意が必要な場合は、その同意を含みます。）に係る議事録その他これに相当する書類）の写し
- ・財産等の登記事項証明書
- ・売買契約書の写し
- ・譲渡代金が入金された通帳の写し など